

# 山口県報

令和3年  
3月31日  
(水曜日)

## 目次

○条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県条例第三十七号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八十一条の十四第六項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第八十六条第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「以上」を「に百分の六十五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

第八十六条第一項第一号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第一項第一号ホ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第八十六条第一項第二号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第一項第二号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第一項第三号ニを削り、同号ハ(1)(i)中「次項第三号ハ(1)」を「次項第三号ニ(1)(i)」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ(1)(i)及び(ii)を次のように改める。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

第八十六条第一項第三号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用の」を削り、同号イ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。

- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第二項第一号ロを削り、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ(2)中「以上」を「百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ホを同号ニとし、同項第二号を次のように改める。

二 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

<p>第一項第一号イ(2)</p>	<p>令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二</p>
<p>第一項第一号イ(3)</p>	<p>令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十五</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値</p>
<p>第一項第一号イ(3)</p>	<p>この条において「令和二十二年基準エネルギー消費効率」という。</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値</p>
<p>第一項第一号イ(2)</p>	<p>基準エネルギー消費効率であつて令和二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二十二年基準エネルギー消費効率」という。)</p>	<p>第四項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第一号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十一</p>

ロ エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第二項第三号ニを削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

第八十六条第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一項(第一号イからハまで)」を「第一項(第一号イからニまで)」に、「第二項(第一号イからハまで)」を「第二項(第一号イ及びロ)」に改め、「規定は、」の下に「令和二十二年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法並びに」を加え、同項の表を次のように改める。

	<p>費効率</p>	<p>乗じて得た数値</p>
<p>第一項第一号二(2)</p>	<p>基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十</p>
<p>第二項第一号イ(2)</p>	<p>令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十</p>
<p>第二項第一号イ(3)</p>	<p>令和二年度基準エネルギー消費効率</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値</p>
<p>第二項第一号ロ(2)</p>	<p>平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五</p>	<p>平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十四</p>

第八十六条に次の一項を加える。

5 第一項(第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第一項第一号イ(2)</p>	<p>令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の六十五</p>	<p>令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十四</p>
	<p>基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきもの</p>	

第一項第一号イ(3)	として定められたもの(以下この条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)	令和二年度基準エネルギー消費効率
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第一項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十四
第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九
第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七

附則第七条の五、第七条の六並びに第九条の四の七第一項、第四項及び第五項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の十第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を、「第二号ロ」の下に「若しくは第三号ロ(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第八十六条第一項第三号に規定する軽油自動車(以下この条及び附則第九条の五において「軽油自動車」という。)のうち、同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(附則第九条の五において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(附則第九条の五において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(法第百四十九条第一項第六号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第八十二条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

4 第八十六条第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第八十二条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附則第九条の四の十一第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を、「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第九条の四の十二第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第九条の四の十三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「乗車定員三十人未満の附則第九条の四の十三第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円」を「乗車定員三十人以上の附則第九条の四の十三第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第九条の四の十三第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円とする。」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、「同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、「同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止

その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御（御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第十五条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

附則第九条の四の十三第五項中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」に改め、同項第一号中「バス等」を「乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラック」を「車両総重量が八トンを超えるトラック（施行規則で定める被けん引自動車を除く。）」に、「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附則第九条の五第一項中「第五項第一号」及び「第五項第二号」を「以下この条」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「第八十六条第一項第三号に規定する軽油自動車（第五項第六号において「軽油自動車」という。）」を「軽油自動車」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「、当該自動車（家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り）」を削り、「第八十九条の十一の」を「同条の」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準で施

行規則で定めるもの」の下に「(第八項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。)を、「この号」の下に「及び第八項第二号」を加え、同項第四号中「次項第一号」を「以下この条」に、「同条第一項第一号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「同条第一項第一号イ(2)」を「同号イ(3)」に改め、同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「同条第一項第二号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に改め、同項第六号中「第八十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する」及び「同号イ(1)(ii)に規定する」を削り、同条第六項中「掲げる自動車」の下に「(前項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「当該自動車(自家用の乗用車を除く。)」が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)」に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日(自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、「第八十九条の十一の」を「同条の」に改め、同条第七項中「第五項(第四号及び第五号を除く。)」を「第五項第一号から第三号まで」に改め、同条第八項中「又は第六項の規定の」を「第六項又は前二項の規定の」に、「第一項第三号ロ(附則第九条の五第五項又は第六項)」を「第一項第三号ロ(附則第九条の五第五項、第六項又は第八項)」に、「前条(附則第九条の五第五項又は第六項)」を「前条(附則第九条の五第五項、第六項、第八項又は第九項)」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 次に掲げる自動車(自家用の乗用車を除く。)(に対する第八十九条の十一第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第五項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 第八十六条第一項第一号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)(のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の

二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第八十六条第一項第一号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項におい

て「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

9 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第八十九条の十一第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第六項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令

和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

附則第十七条の二の三第一項中「、同項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）」及び「、特定保有株式」を削る。

附則第二十二條に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四の二第一項及び第三項並びに第十七条の七第三項の規定の適用については、附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第十七条の七第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

##### (県民税に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。） 附則第十七条の二の三第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

##### (自動車税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 改正後の条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

##### (過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部改正)

5 過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

令和三年三月三十一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁